

令和3年4月23日に新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく緊急事態が宣言に伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が改正され、改正後の基本的対処方針において、「職場への出勤等」につきましては、従前の取組に加え、「特定都道府県において、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）活用や大型連休中の休暇取得の促進等により感出勤者数7割削減を目指すこと」とされたところです。

厚生労働省所管団体においても、労働者が安全かつ安心して働ける環境づくりに率先して取り組んでいただいているところですが、今般改めて、職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化についての留意事項等について、下記のURLで取りまとめさせていただきましたので、御参照いただき、御活用していただけますと幸いです。

特に、URLに掲載の「職場における新型コロナウイルス感染症対策宣言～取組の5つのポイント～」のチェックリストや「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る職場における集団感染事例」は、御参考になる部分も多いと存じますので、御活用いただき、感染拡大抑制に御協力いただけますと幸いです。

【別添資料：URL】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_18234.html

【参考資料：URL】 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00226.html